

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続
を求める意見書

道路は、住民の生活や社会経済活動を支えるとともに、災害時における地域住民の安全と安心を確保する重要な社会資本である。

本町においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、「道路財特法」という。)の特別措置に基づき、橋りょうの長寿命化事業や主要路線における舗装修繕事業等多くの事業において社会資本整備総合交付金の恩恵を享受し、地域住民の安全確保と企業の利便性向上に向け多くの事業を順調に推進しているところである。

今後、国道41号6車線化に伴う周辺幹線道路の整備を始め、橋りょう長寿命化事業や生活道路の安全確保に向けた道路整備等多くの地方道路整備事業の実施を計画している状況であり、いまだ道路、橋りょう、トンネルの長寿命化対策や耐震化対策などの課題を数多く残しているのが現状である。

このような中、道路財特法による嵩上げ措置が平成29年度をもって廃止となることは、これからの地方道路整備事業の継続に極めて大きな痛手となるものである。

よって、引き続き地域住民・企業が熱望している地方道路整備の促進が図られるよう、下記の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要とする道路整備の推進に必要な予算を確実に確保すること
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日

愛知県丹羽郡大口町議会

提出先

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿